

2020人事院勧告・報告等に対する日高教声明

人事院は10月7日、国家公務員給与に関して、俸給表をはじめとする「月例給に関する勧告」に先んじて、一時金の支給月数を0.05月引下げて年間4.45月とする給与勧告と公務員人事管理に関する報告を国会と内閣に対し行った。

一時金の支給月数の引下げは、新型コロナウイルスの感染拡大による経済状況と比較されることの多いリーマンショックによる景気低迷の影響を受けた2009年(△0.35月)及び2010年(△0.2月)以来である。民間賞与の客観的な支給実態に基づくものではあるが、新型コロナウイルスの感染拡大に対し国民の命と暮らしを守るため職務に奮闘している職員の努力を踏まえると、支給月数の引下げは残念である。

一時金に関する勧告と同時に行われた「公務員人事管理に関する報告」では、勤務環境の整備として、超過勤務命令の上限を超えた場合においては、要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導の実施を各府省に求めている。また、恒常的に長時間労働がある職域には人員確保が必要であることを指摘するほか、ハラスメント防止対策や非常勤職員の適切な処遇の確保、定年の引上げの早期実施等が述べられている。新型コロナウイルス感染症が拡大する中で国民の命と暮らしを守るためにも、国家公務員の長時間労働の是正をはじめ、労使協議を通じた職場の勤務環境の改善に向けた取り組みが求められる。

また、10月28日、国会と内閣に対し、国家公務員の月例給を据え置くことを報告した。月例給与について、官民較差は公務員が上回ったが、△0.04%(△164円)と極めて小さいことから、2013年度以来7年ぶりの据え置きとなった。月例給与の官民較差は、民間実勢を反映した公平・公正で客観的な官民比較に基づくものであり、引上げ改定とならなかったのは残念であるが、われわれの要求に対して最低限の配慮をしたものであると考える。

われわれ日高教は、公務員連絡会に結集するなか、2020年勧告の取り組みについて、中央と地方が一体となり総力を挙げて運動を進めてきた。本年の勧告・報告はわれわれの要求にあまねく応えたものではないが、引き続き公務員連絡会の一員として、政府に対して、勧告・報告通りの実施と給与法改正案の会期中の成立、超過勤務の確実な縮減、柔軟な働き方を踏まえた定年の引上げの早期実施等を求めていく。

あわせて、教育公務員を含む地方公務員についての各人事委員会勧告等に向けて、国と地方の違いや勤務実態、教職員の勤務の特殊性に応じた勧告となるよう取り組みを強化していく。特に教職員の働き方については、一部の自治体では先行的な対応が見受けられるものの、抜本的な改善には程遠く、時間外勤務が着実に縮減されるよう文部科学省をはじめ関係府省及び政党等に求める。加えて、全国人事委員会連合会に対し、賃金センサスにおける高校教員の賃金実態の精確な反映とともに、すべての学校関係職員の給与の水准确保、給与等の地域間格差による人材確保の懸念解消、さらに、学校現場における業務改善に向けた実効性のある取り組みを、各人事委員会の勧告等において人事管理上の課題として言及させるとともに、その実現に向けた対応を強く求める。

日高教は、高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員が組織する団体として、その専門性に立脚した給与体系の実現に鋭意取り組んできた。引き続き、公務労協に結集する全国の仲間及び各単組とともに、勧告等の完全実施及び主体的な人事委員会勧告の実現に向けて、取り組みを強化していく。

2020年10月28日

日本高等学校教職員組合